



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年4月5日火曜日 第2762号

◇ 目 次 ◇

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の指定取消し.....	(産業政策課) ...	313
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	313
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(2件).....	(農地整備課) ...	314
土地改良事業の工事の完了.....	(") ...	314
保安林予定森林(2件).....	(森林整備課) ...	314
公有水面埋立承認.....	(港湾海岸課) ...	314
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	315
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧(2件).....	(東予地方局農村整備課) ...	315
土地改良事業の廃止の関係書類の縦覧.....	(") ...	316
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	316

告 示

○愛媛県告示第400号

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者との協議により、公の施設の指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年4月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称
愛媛県植物くん蒸所
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 取り消した年月日
平成28年3月31日

○愛媛県告示第401号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年4月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス三津店
松山市高山町3370番 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
代表取締役 森田 俊作
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 貞方 宏司

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年11月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,289平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
58台
 - イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
70平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
11,32立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成28年3月25日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛

媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○媛県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市北方地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 4 月 5 日

媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・北方東谷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年 4 月 6 日から 5 月 9 日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○媛県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市下林地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 4 月 5 日

媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・下林岡地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年 4 月 6 日から 5 月 9 日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○媛県告示第404号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年 4 月 5 日

媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	元怒和地区（松山市）	平成27年11月24日
農業用排水施設整備事業	元怒和地区（松山市）	平成27年11月24日

○媛県告示第405号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 5 日

媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉北乙26の1、乙26の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○媛県告示第406号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 5 日

媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西条市丹原町白坂甲514、丁502

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

丹原町白坂甲514・丁502（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○媛県告示第407号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のように埋立てを承認した。

平成28年 4 月 5 日

東予港港湾管理者 媛県

代表者 媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

香川県高松市サンポート3番33号

代表者 国土交通省四国地方整備局長 石橋 良啓

香川県高松市番町4丁目15番18号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市今在家1507番及び1438番に接する無番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ昭和45年7月18日付け愛媛県指令港第151号で竣工認可された埋立地と公有水面の境界線(D.L.+3.72メートルにより決定)及び の地点との地点を結ぶ平成27年の秋分の満潮位(D.L.+3.44メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(愛媛県西条市氷見字大黒新田戊95番地の国土地理院蛭子四等三角点)は、北緯33度55分15秒0799、東経133度07分33秒2857の地点

の地点は、基点から真北321度29分24秒1.083.43メートルの点

の地点は、 の地点から真北264度36分11秒80.46メートルの地点

の地点は、 の地点から真北354度36分11秒2.12メートルの地点

の地点は、 の地点から真北264度36分11秒3.88メートルの地点

の地点は、 の地点から真北354度36分11秒49.90メートルの地点

の地点は、 の地点から真北84度36分11秒40.10メートルの地点

の地点は、 の地点から真北354度36分11秒220.10メートルの地点

の地点は、 の地点から真北84度36分11秒15.17メートルの地点

の地点は、 の地点から真北162度46分57秒142.78メートルの地点

ウ 面積

9.943.39平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市今在家1507番、1438番、1241番3、1241番4、1458番1、1364番2、1364番3、1459番1、1365番5、1365番4、1365番2、1370番2、1500番5、1502番及び1438番に接する無番地の地内並びに1507番、1502番及び1438番に接する無番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち、アの地点からクの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域

基点(愛媛県西条市氷見字大黒新田戊95番地の国土地理院

蛭子四等三角点)は、北緯33度55分15秒0799、東経133度07分33秒2857の地点

アの地点は、基点から真北317度15分50秒955.39メートルの地点

イの地点は、アの地点から真北264度36分11秒246.74メートルの地点

ウの地点は、イの地点から真北354度36分11秒570.00メートルの地点

エの地点は、ウの地点から真北84度36分11秒219.30メートルの地点

オの地点は、エの地点から真北174度36分11秒124.00メートルの地点

カの地点は、オの地点から真北84度36分11秒39.08メートルの地点

キの地点は、カの地点から真北174度38分22秒164.72メートルの地点

クの地点は、キの地点から真北197度31分49秒31.46メートルの地点

ウ 面積

139.213.06平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 埋立承認年月日

平成28年3月28日

○愛媛県告示第408号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年4月5日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図(地図情報)」及び「国土広域情報」修正測量
2 作業期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
3 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第409号

新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年4月5日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 新居浜市多喜浜土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
(2) 新居浜市多喜浜土地改良区定款の写し
2 縦覧期間 平成28年4月6日から5月9日まで
3 縦覧場所 新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第410号

新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年4月5日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市吉岡泉土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 新居浜市吉岡泉土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成28年4月6日から5月9日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第411号

西条市小松町第五土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（ほ場整備・徳重地区）の廃止は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年4月5日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（ほ場整備・徳重地区）計画書の写し
- (2) 西条市小松町第五土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成28年4月6日から5月9日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁、東予総合支所及び小松総合支所

○愛媛県告示第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年4月5日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成28年3月29日

3 指定道路の位置

四国中央市中曾根町字寒柿1336番1の一部、1337番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 76.23メートル
- (2) 幅員 5.15メートル